**「就職差別撤廃月間」事業　実施結果について**

団　　体　 名：大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課

御担当者様お名前：大阪　○○

御連絡先電話番号：０６－６２１０－９５１８

|  |
| --- |
| １　就職差別撤廃月間に関連した、広報などの取り組みを実施しましたか（該当する項目に☑をつけてください）。☑　事業を実施した⇒（下記２以降の事項に対して回答をお願いします）□　事業を実施していない⇒（照会は以上です。メール・ＦＡＸで回答をお願いいたします） |
|  |
| 事　　項　　項　　目 | 事　　業　　内　　容 |
| ２　啓発事業 |  |
|  | ①　関係機関・団体への広報依頼 | 経営者団体、関西鉄道協会、在阪国機関、大阪市、市町村、府関係機関　等 |
| ②　啓発ポスター・リーフレットの作成・配布・掲示依頼 | ●作成・配布数：リーフレット　２０，０００枚●主な配布先等：大阪労働局、大阪法務局、大阪府、大阪市、大阪企業人権協議会、大阪府内大学等就職問題連絡協議会、人権啓発推進大阪協議会、ＪＡグループ大阪人権推進連絡会、同和問題にとりくむ大阪宗教者連絡会議、在阪経済四団体・同和人権問題連絡協議会、大阪府出資法人等人権研修推進協議会、一般財団法人大阪府人権協会、一般社団法人部落解放・人権研究所、一般社団法人公正採用人権啓発推進センター、その他事業実施団体（順不同） |
| ③　駅構内放送などによる広報 | ●期間：月間期間中の広報を依頼●場所：在阪鉄道各社の主要ターミナル、車内放送等 |
| ④　街頭啓発による広報 | 令和5年6月1日（木）8：00～9：00○○駅付近参加者数：　５人（大阪府のみ） |
| ⑤　報道機関への資料提供 | 資料提供：府政記者クラブ |
| ⑥　就職情報誌への広報・掲載 | 就職情報誌等各社あてに掲載依頼を実施 |
| ３　その他の事業 |  |
|  | 就職差別１１０番の実施 | ●電話の開設期間：６月１日（木）から３０日（金）まで（閉庁日除く） 　専用電話番号：０６－６２１０－９５１８●電子メール相談期間：月間期間中随時実施ｱﾄﾞﾚｽ：rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp |